

船橋市帯状疱疹ワクチン任意予防接種実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が帯状疱疹^{ほうしん}ワクチン任意予防接種（以下「予防接種」という。）を実施することにより、帯状疱疹の発症及び重症化を予防するとともに、予防接種に係る費用負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境を提供することを目的とする。

(対象ワクチンの種類及び助成回数)

第2条 助成の対象とするワクチンの種類は、予防接種の対象となる者（以下「対象者」という。）1人につき、乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「生ワクチン」という。）又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（以下「不活化ワクチン」という。）のいずれか一種類とする。

2 助成回数は、次の各号に掲げるワクチンの種類につき、当該各号に定める接種回数を上限とする。

- (1) 生ワクチン 1回
- (2) 不活化ワクチン 2回

(対象者)

第3条 対象者は、予防接種の接種日において、次の各号のいずれにも該当する者又は特に市長が必要と認めた者とする。

- (1) 船橋市の住民基本台帳に記録がある者
- (2) 50歳以上の者
- (3) 厚生労働大臣が薬事承認において対象とした者
- (4) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条に規定するワクチン接種に不適當な状態でない者

(実施方法)

第4条 対象者は船橋市帯状疱疹任意予防接種予診票（以下「予診票」という。）に必要事項を記入の上、市が予防接種の実施を委託する医療機関（以下「協力医療機関」という。）へ提出するものとする。

2 前項の規定により対象者から予診票の提出を受けた協力医療機関は、提出された予診票の内容を確認し、適当と認めるときは、予防接種を行うものとする。

(助成額等)

第5条 対象者が協力医療機関で予防接種を受けたときの助成額は、接種1回につき、生ワクチンは2,000円、不活化ワクチンは5,000円とし、各協力医療機関の接種

料金から当該額を差し引いた額を自己負担額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯を含む。）に属する者が協力医療機関で予防接種を受けた場合は、自己負担額を0円とする。

（協力医療機関以外の医療機関等での予防接種）

- 第6条 対象者がやむを得ない理由により、予防接種を協力医療機関で受けることができないときは、別に定める船橋市予防接種費用助成要領の規定に従い、協力医療機関以外の医療機関等（以下「その他医療機関等」という。）でこれを受けることができる。

（返還請求）

- 第7条 市長は、偽りその他不正な手段により予防接種を受けた者があるときは、予防接種を受けた者に対し、予防接種に要した費用の一部又は全部の返還を求めることができる。

（事故防止等）

- 第8条 予防接種の実施に当たり、予防接種を行う医師は、事故防止に万全を期するものとし、実施中に事故が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（健康被害救済）

- 第9条 市長は、対象者等から健康被害が発生した旨の連絡を受けたとき又は協力医療機関若しくはその他医療機関等から事故の報告を受けたときは、必要な書類の提出を求めた上、提出があり次第、別に定める船橋市予防接種健康被害調査委員会要綱の規定に従い、船橋市予防接種健康被害調査委員会を設置し、その調査に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により予防接種による健康被害が確認されたときは、千葉県市町村予防接種事故補償等条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき救済手続を行うものとする。

- 3 前項の規定は、予防接種により健康被害を受けた者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく救済手続を行うことを妨げるものではない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。